

第3回 安中市景観計画策定委員会 議事概要

- ・開催日：令和2年10月30日（金）
- ・出席委員：11名（欠席委員4名）
- ・議事内容：次のとおり

3 議題

（1）第2回景観計画策定委員会 開催報告

○委員

『アパート式』を『アプト式』に修正する点について、昨年11月以降は文化庁の指定に基づいて『アプト式』に表現が統一されているため、これに合わせて修正してほしい。固有名詞である『アプトの道』などはそのままが良いが、形式を示す『アプト式』は『アプト式』とするべきである。

○事務局

文化相保護課に確認して、アプト式としていた。再度確認する。

○大澤委員長

『建造物』を『建築物』と修正しているが、内容として不足する箇所が出ないようにしてほしい。

○事務局

確認する。

（2）眺望点の検討について

○大澤委員長

眺望点の候補を挙げていただいたが、候補選定の考え方やプロセスを資料にしてほしい。

○委員

眺望点の数を決めておいた方が良いのか。

○大澤委員長

いくつ定めるものという決まりがあるわけではない。本計画では位置づけるだけという認識である。市民から提案などあれば追加することもできる。

○委員

眺望点から、どちらの方向を展望すれば良いか記載した方が良い。

○事務局

そのように修正する。

○委員

眺望点はただ妙義山が良く見える場所を選んでいるのか、位置づけを教えてください。

○事務局

候補は、妙義山が良く見える場所の写真を募集した『妙義 50 選』で挙げた地点と、庁内検討会議において選定された地点を加えて整理した。

○委員

妙義山の眺望をメインにしていくのか、産業遺産や建造物を含めて眺望点とするのかが分かりづらい。産業遺産や建造物なども含めて、どんどん挙げていけば良いと思う。

○事務局

妙義山にこだわらず、安中市内の眺望の良いところを位置付けていきたい。景観まちづくりアンケートでは、市民の好きな景観の1位が妙義山と挙げられていたことから、妙義山のウエイトを大きくしていた。

○大澤委員長

眺望点選定の考え方を整理するとともに、眺望点毎のカルテのようなものを整理すると良い。

○委員

眺望点を自然景観・人工物などカテゴリ分けすると良い。また、遠景・近景で分類すると分かりやすくなると思う。

○委員

眺望点の整理に目印も記載するのであれば、店舗など閉店するとなくなってしまう可能性があるものは目印としない方が良い。

○大澤委員長

眺望点に記載されている写真は対象物のみとなっているが、視点場の状況もわかると良い。

○委員

眺望点は、昼夜や四季などの時間の概念も含まれると良い。

○委員

登山道が除外されている理由は何か。

○事務局

険しい登山道など、一般の方が登れない場所は除外した。

○委員

麻苧の滝などは地図が作成されておらず、道を尋ねられることが多い。

○委員

麻苧の滝は、現地を知らない人にとっては非常に分かりづらい場所にあるため、案内するものがないと行きづらい。

○大澤委員長

眺望点に位置付けることで観光サイドが受け止めて、案内の提供などにつながると良い。登山道なども除外せず位置付けることで、ルート of 整備につながると良いと思う。まずは、市の大事な眺望点がどこなのかを整理すると良いと思う。

(3) 景観形成のための行為の制限と景観諸制度について

①届出対象行為について

○大澤委員長

高さ 15m 以上または建築面積 1,000 m² 以上の場合、建築物の届出数が年間 4 件であったが、その件数では意味がないと思うので、もう少し基準を下げた方が良いのではないか。検討の切り口として、近年問題になった建築物から規模を抽出することも考えられる。建物の高さや建築面積を整理して頂いたり、近隣自治体の事例があると良い。

○委員

全市一律の基準としているが、都市部と山間部が同じで良いのか。

○大澤委員長

旧中山道沿道は比較的小さなものを把握できるようにするなど、地区別に分ける検討をしていただいた方が良いかもしれない。

○委員

まちなみ形成とあるが地区計画を定めるなどしないと強制力を持つことができない。どこまでの制限を行うのか。

○事務局

重点地区を定めるような段階となれば、一定程度強制力を持つルールを検討できると思うが、今回の景観計画ではそこまでの調整は難しいと考えている。

○大澤委員長

重点地区はどちらかといえば観光地を選ぶようなイメージと思う。住宅地については景観誘導を積極的に図るつもりはないという認識で良いか。

○事務局

現時点で景観形成のために地区計画を検討している地区はない。

○大澤委員長

1,000 m² であれば集合住宅を中心に景観誘導を行うということと思う。それを明確にした上で、戸建て住宅にも配慮をお願いしたいということであれば、計画の中に記載しておく必要がある。

○事務局

P38に『届出が必要ない規模で建築等の行為を行う場合についても景観形成基準を参考に周辺景観への配慮をお願いします』と記載している。

○委員

物品の集積または貯蔵について、安中市土砂条例に合わせている理由は何か。

○事務局

土砂条例では積み上げることについても許可の基準を定めているため、その規模に合わせて設定した。

○委員

公園の周辺は特に配慮するというようなことは検討できるのか。

○大澤委員長

そうしたことも可能で、大田区では公園を景観資源に位置づけ、周辺に配慮基準を上乗せしている。

○委員

避難路となることもあるため、分かりやすく誘導することも重要だと思う。

○事務局

避難路については、都市計画の中で対応していきたい。景観としては、文化財周辺における太陽光発電設備の制限などについて検討していきたい。

○委員

太陽光発電設備は10kw未満のものを除くとあるが、設置できないようにはしない方が良くと思う。

○事務局

10kwは自家用の一般的な規模として設定した。10kwを超える事業用については届出をいただくよう考えている。

○委員

届出には膨大な資料が必要となると考えられることから、それが足かせとなって事業者が撤退しないようにしてほしい。

○大澤委員長

届出が必要になるだけで、設置できなくするものではない。市として、太陽光発電設備による景観への影響を問題視して取り組んでいるので、安易に緩和するものではないと思う。

②景観形成基準について

○委員

安中榛名駅北の斜面に設置されている太陽光発電設備は、景観に対し大きな影響があると思うが、周辺から望見しづらくしていただくなどの対応はできるのか。

○事務局

景観形成基準は、条例が施行された後に設置されるものが対象となる。改築などを行うタイミングで届出を頂くこととなる。

○委員

基準に沿ってまちなみ形成を行う際、補助金などの支援措置は検討できるのか。

○事務局

景観計画策定後、実際に修景を行うものなどを対象として検討していきたい。

○委員

太陽光発電設備について、設置する人が市内に居住していない場合、しっかり管理されないのではないか。

○大澤委員長

景観計画は、新築や改築などの手が加わるタイミングにしかルールが適用されない。維持管理は太陽光条例で対応できるのか。

○事務局

現在、太陽光条例に報告を求める仕組みはない。管理については国が確認する形となっている。

○委員

太陽光発電所は細かく分譲されており、市外在住の人が所有している。所有者が数名移ると把握が難しく、壊れてもそのまま放置されているところもある。

○事務局

所有者はリスト化されてホームページ上に公開されている。資源エネルギー庁は、申請しないなどの状態になると認定取り消しを行う。

○委員

認定取り消しになると、撤去されずそのままになる。今後そうした太陽光発電設備が増えるのではないか。

○事務局

そうした状況に対応するため、国は撤去費用の積み立てを検討している。

○委員

現在では、設置する太陽光発電設備の規模に応じた額での積み立てを約束することで許可を受ける形となっている。売買により権利が移行しても、その内容ごと移ることになると思う。

○大澤委員長

太陽光発電設備の基準に『適切に維持管理を行い景観の悪化を抑えること』とある

が、届出対象行為となじまないと思う。

○事務局

届出を受けた際をお願いしたい事項という意味合いが大きい。

○大澤委員長

景観計画で実施することと太陽光条例で実施することとの役割をしっかりと分担した方が良い。

③景観重要建造物及び景観重要樹木、景観重要公共施設の方針について

○大澤委員長

景観重要建造物と景観重要樹木は候補を整理しているのか。また、決定する予定はあるのか。

○事務局

現段階では候補は挙げていない。指定するかどうかも含め今後検討したい。

○委員

景観重要建造物と景観重要樹木は指定の方針だけを示すということか。

○事務局

実際の指定までは現時点では考えておらず、指定の方針を示す形を考えている。

○大澤委員長

景観重要公共施設の候補抽出の考え方を整理してほしい。

○委員

景観重要公共施設の『下仁田安中倉渕線』は県道 48 号線のことか。

○事務局

安中榛名駅前のラウンドアバウトを指している。わかりやすく表現を修正する。

○委員

景観重要建造物について、『景観重要建造物の指定を検討します』とあるが、指定するかどうかは未定なのか。

○事務局

現段階では未定である。指定に向けては所有者との調整が必要となる。

○委員

景観重要建造物について、『景観重要建造物として指定することを市に提案することができます』とあるが、持ち主が市に話をするということか。

○事務局

持ち主の方からご提案頂くイメージである。

○大澤委員長

景観重要建造物などに指定するメリット・デメリットを追加してほしい。

○事務局

検討する。

4 その他

○委員

旧中山道の一部区間において、県が電線類地中化を実施しているため、P34にも『電線類地中化などを検討する』と記載してほしい。

○委員

鉄道の基本方針は、車窓景観が主となっているが、駅前の風景も重要だと思うので検討してはどうか。また、電線地中化はわかりにくいため表現を修正してほしい。

○委員

屋外広告物について、方針の中で独自ルールの検討などがあるが、県条例を変更するわけではないので、市の独自の取組を検討する旨がわかるように表現してほしい。

○委員

西毛広域幹線道路の安中工区は今年度末に開通予定である。現在、当該区間では、群馬県屋外広告物条例で景観誘導地域に指定することを検討しており、当条例のパブリックコメントを10月30日から11月30日まで実施するので確認してほしい。

○大澤委員長

群馬県屋外広告物条例の変更内容を計画に反映させることはできるか。

○事務局

可能である。

以上